

道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて

平成25年1月30日付け国道交第106号

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局、都道府県、政令指定市、高速道路株式会社、日本高速道路保有・債務返済機構、都市高速道路公社担当部長あて道路交通管理課長通達

車両制限令で定める最高限度（同令第3条に規定する車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度をいう。）を超える車両（以下「特殊車両」という。）の取締り及び行政処分等に関する処理については、昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号「車両の通行の制限について」別添2「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準について」（以下「基準」という。）において示めされているところであるが、その細部に関する取扱いについて下記のとおり定めたので、その取締り及び行政処分等に当たっては

（以下、地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局向け）  
本取扱いにより適切に処理することとされたい。

（以下、都道府県向け）  
参考とされたい。また、貴管内道路管理者に対しても、この旨参考周知方お取り計らい願いたい。

（以下、政令指定市、高速道路機構、高速道路会社、高速道路公社向け）  
参考とされたい。

## 記

### 第1 違反内容

違反内容の区分は、以下によるものとする。

#### 1 無許可

特殊車両を、道路法（以下「法」という。）第47条の2第1項の規定による許可を受けずに法第3条に規定する道路（以下「道路」という。）を通行させていることをいう。また、許可に係る特殊車両であって、以下に示す違反の場合は無許可と扱う。

##### (1) 車両諸元違反

特殊車両を、許可に係る車両諸元を超えて道路を通行させている場合をいう。

##### (2) 通行経路違反

特殊車両を、許可に係る通行経路以外の経路を通行させている場合をいう。

#### 2 許可証不携帯

特殊車両を、法第47条の2第6項の規定に違反し、当該車両に許可証を備え付けず、道路を通行させている場合をいう。

#### 3 通行条件違反

特殊車両を、法第47条の2第1項の規定により付した条件に違反して道路を通行させている場合をいい、通行時間違反、誘導車配置違反等をいう。

#### 4 措置命令違反

特殊車両を、第2の4の規定による道路管理者の措置命令に違反して道路を通行させている場合をいう。

### 第2 取締基地における取締りの実施

#### 1 取締りの定期的な実施

道路管理者は、その管理に係る道路において、特殊車両の交通量等を勘案のうえ、特殊車両の取締りを定期的にも実施するものとする。

#### 2 取締りの実施方法

(1) 取締基地における取締りの実施にあたっては、交通の安全を確保できる場所において実施するものとする。

- (2) 取締基地における取締りの実施にあたっては、所轄警察署等の警察官（以下「警察官」という。）の協力により車重計等に取締対象車両を誘導するものとする。
- (3) 取締基地における取締りを実施する道路管理者、道路監理員（法第71条第4項の規定に基づき道路管理者により命じられた職員をいう。）及びこれらの指揮下にある職員（以下「道路監理員等」という。）は、取締対象車両の運転者（以下「運転者」という。）に対して、特殊車両の取締りを行っている旨を告げ、取締りへの協力を要請するものとする。
- (4) 取締基地における取締りにおいて、運転者に対して、特殊車両通行許可証（以下「許可証」という。）の提示を求め、また、自動車検査証の提示を依頼し、当該車両（他の車両をけん引している場合にあっては当該けん引されている車両を含む。）の車両番号、車両諸元（貨物を積載した状態における車両の寸法及び重量をいう。以下同じ。）、通行条件等を確認するものとする。

法に違反して特殊車両を通行させている運転者（以下「違反者」という。）に対して、運転免許証の提示を依頼し、氏名、住所を確認するものとする。

なお、運転者が自動車検査証や運転免許証の提示を拒んだ場合は、警察官に協力を求め、当該書類の提示を実施させ、必要事項の確認を行うものとする。

- (5) 取締基地における取締りを実施する道路監理員等は、取締対象車両の車両諸元の計測を行う。なお、セミトレーラ連結車、フルトレーラ連結車で、総重量の最高限度が異なる車両は、最遠軸距を測定するものとする。

### 3 取締りの実施にあたっての留意事項

取締基地における取締りの実施にあたっては、以下に示すことに留意して行うものとする。また、事故の無いよう関係者の安全確保に努めるものとする。

- (1) 必ず道路監理員を配置し、運転者との紛争や事故の防止に努めるものとする。
- (2) 取締りを実施する道路監理員は、「道路監理員 国土交通省」等と記した腕章を着用し、その身分を示す証票を携帯し、請求があったときは、証票を呈示しなければならない。
- (3) 取締りを実施する道路監理員等は、服装を統一し、保安帽を着用するものとする。
- (4) 夜間の取締りにあたっては、視認範囲が大幅に制約され、安全上特段の配慮が必要なことから、取締場所に照明を施し、取締りを実施する道

路監理員等は反射装置等を身に付けて、交通事故防止に努めるものとする。

- (5) 取締場所の手前には「特殊車両取締中」と記した看板を設置し、又はその他の方法により、道路利用者への周知を図るものとする。
- (6) 可搬式車重計等による取締りの基地選定にあたっての留意事項は、以下のとおりとする。
  - (ア) 可搬式車重計等を使用する場合は、できるかぎり水平な場所を選定するものとする。
  - (イ) 取締対象車両の移動場所の確保や通行規制時の安全を考慮して、なるべく見通しがよく、他の交通に影響を与えない場所を選定するものとする。
  - (ウ) 沿道住民や営業店舗などの理解が得られる場所を選定するものとする。

#### 4 違反者に対する措置

- (1) 違反者に対する措置は、法及び車両制限令に係る違反内容に関する説明とともに、表1により、違反内容に応じて実施するものとする。
- (2) 違反者に対する措置が警告にあたる場合は、道路管理者又は道路監理員は、違反者に対して違反内容を説明し、再び違反行為を行わないよう指導するとともに、基準別記様式第3「警告書」を発出して通行させるものとする。無許可車両については、併せて違反者（法人又は人の業務に関して特殊車両を違法に通行させた場合にあつては当該法人又は人）に対して、特殊車両通行許可申請手続きを行うよう指導するものとする。
- (3) 違反者が通行させている特殊車両の構造の一部又は積載物が分割可能で、違反者に対する措置が軽減措置にあたる場合は、道路管理者又は道路監理員は、当該特殊車両の構造の一部の取りはずし又は積載物の軽減の措置（以下「軽減措置」という。）を命ずるとともに、基準別記様式第2「措置命令書」を発出するものとする。
- (4) 違反者が通行させている特殊車両の構造若しくは積載物が分割不可能であると主張する場合、又は違反者が通行させている特殊車両の構造若しくは積載物が分割不可能な場合であつて、違反者が(3)の規定による軽減措置の命令に従わない場合、又は違反者が通行させている特殊車両の構造若しくは積載物が分割不可能な場合は、道路管理者又は道路監理員は、通行の中止を命ずるとともに、基準別記様式第2「措置命令書」を発出するものとする。あわせて、当該法人の代表者、業務担当責任者又は運行を管理する者等（以下「運行管理者等」という。）に連絡し、特殊車両通行許可申請手続き等の事後対応を検討させるものとする。

- (5) 道路管理者又は道路監理員は、違反者に対して当該特殊車両の通行の中止、指定した時間帯までの通行停止又は軽減措置のための通行停止を命ずる場合は、取締基地の安全な場所に当該特殊車両を停止させるものとする。
- (6) 積載物の処理（車両を含む。）については、当該特殊車両の利用者である運送事業者等の責任と負担で行うものとし、車両の停止が生じる場合は、別紙様式第1「車両の停止が生ずる場合の確約書」を作成させるものとする。
- (7) 違反車両を停止させる場所が無い場合、又は停止が不可能な場合は、道路管理者又は道路監理員は、道路構造の保全及び交通の危険防止に必要な条件を付与して違反状態を解消できる最寄りの停止場所までの通行を指示するとともに、別紙様式第2「通行指示書」を交付し、一時的な通行を認めるものとする。通行指示書は、措置命令書に貼付したうえで割印するものとする。
- なお、道路交通法に基づく制限外積載違反のため、警察官により通行指示書が交付される場合は、その内容と整合を図るものとする。
- (8) 道路管理者又は道路監理員は、違反者に対して措置命令を行った場合は、許可証の条件書の裏面に措置命令の内容を記載し、若しくは別紙に記入して条件書に貼付したうえで割印するものとする。
- (9) 道路管理者又は道路監理員は、違反者に対して通行の中止又は軽減措置を命じた場合は、当該車両の積載物が落下しないよう指示するなど、積載物の積み替え等が行われた後に当該車両を安全に通行させることができるよう努めるものとする。
- (10) 道路管理者又は道路監理員は、違反者に対して通行の中止、指定した時間帯までの通行停止又は軽減措置を命じた場合は、あわせて、当該措置の履行後に当該措置命令の履行を証明する写真等を提出するよう命じ、確認するものとする。
- (11) 道路管理者は、当該法人又は人の業務に関して違反行為を行った違反者に対して措置（通行の中止又は軽減措置）を命じた場合、取締りの後、運行管理者等に対して、違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう基準別記様式第3の2「警告書」を交付するとともに、電話によりその内容を伝えるものとする。

### 第3 自動計測装置による計測

#### 1 自動計測装置による計測

道路管理者は、必要に応じ、走行中の車両の重量等を自動的に計測できる装置（以下「自動計測装置」という。）を設置し、通行する特殊車両の重量

等を計測するものとする。なお、自動計測装置の運用にあたっては、定期的に点検を実施するなど、適切にその維持管理を行うものとする。

自動計測装置が設置されている道路においては、自動計測装置により特殊車両の違法通行の実態を連続的に把握するものとする。

## 2 自動計測装置の計測結果に基づく措置

道路管理者は、自動計測装置の計測結果に基づき、その使用している特殊車両が、法第47条の2第1項の規定に違反し、又は法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して通行していることを確認された者に対して、違反行為の再発防止のため、相当の注意及び監督を尽くすよう基準別記様式第3の3「警告書」を発出するものとする。なお、当該警告の基準は別に定めるものとする。

## 第4 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する措置

### 1 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導

#### (1) 是正指導

道路管理者は、第2の4(11)の規定による警告を繰り返し受けた者、又は第3の2の規定による警告を受けた者に対して、国道事務所等に呼び出して違反内容を摘示し、それに関する確認を行った上で、再び違反行為がなされないよう、対面で別紙様式第3「是正指導書」を手交等するとともに、以下の事項を指導し是正を求めるものとする。なお、道路管理者が呼び出しに応じない者を訪問して是正指導を行う場合も同様とする。

(ア) 再び違反行為がなされないよう改善措置を講じること

(イ) (ア)の改善措置の具体的内容を報告すること

#### (2) 是正指導を行う者

是正指導は、第2の4(11)の規定による警告を繰り返し行った道路管理者又は第3の2の規定による警告を行った道路管理者が実施するものとする。ただし、是正指導を受ける者の住所地が遠方にあるなど、当該道路管理者による是正指導の実施が困難である場合は、是正指導を受ける者に対して当該道路管理者から是正指導を受ける者の住所地を管轄する道路管理者に対して別紙様式第4により通知するとともに、違反行為の内容を証する書類など必要な情報を提供し、当該道路管理者により是正指導を行うものとする。

## 2 行政指導内容の公表

- (1) 道路管理者は、1 (1)の規定による是正指導に応じない場合又は是正指導後に改善状況が確認されない場合で、かつ再び違反行為を確認した場合は、改めて是正指導を行うものとする。なお、当該是正指導を行う際に、別紙様式第5「弁明通知書」により違反事実に対する弁明の機会を与えるものとする。ただし、上記通知書が到達しない場合、弁明を聞くこと又は弁明書の提出ができない場合はこの限りではない。なお、代理人により弁明を行う場合は、委任状をもって確認するものとする。
- (2) 道路管理者は、第2の4(11)の規定による警告を繰り返し受けた者に対して是正指導を行う際に、又は第3の2の規定による警告を受けた者に対して是正指導を繰り返し行う際に、是正指導に応じない場合又は是正指導後に改善状況が確認されない場合には、再度是正指導を行ったうえで、以下の事項を地方整備局等のホームページへの掲載により公表する旨を通知する。
  - (ア) 違法通行者等(法人又は人の業務に関して当該違法通行がなされた場合にあつては、当該法人又は人)の氏名又は名称、事務所等の位置
  - (イ) 是正指導を行った年月日
  - (ウ) 是正指導の内容
  - (エ) 違反内容
  - (オ) 主な違反条項
- (3) 道路管理者は、1 (1)の規定による是正指導にもかかわらず、再び違反行為を確認し、(1)の規定により弁明の機会を付与して是正指導を行った場合、(2)に掲げる事項を公表するものとする。公表することとした場合は、予め公表の対象となる者にその旨を通知するものとする。なお、当該公表の基準は別に定めるものとする。
- (4) ホームページへの掲載は、掲載を行った月から1年間継続して行うものとする。なお、掲載後1年以内に再び違反行為を確認した場合、(1)の規定により弁明の機会を付与して是正指導を行ったうえで、その月から1年間継続して行うものとする。
- (5) 道路管理者は、是正指導内容等を公表した場合は、地方運輸局及び他の関係道路管理者等へ公表資料を通知するものとする。

### 3 特殊車両通行許可の取消し

- (1) 道路管理者は、基準第4の3の規定に該当する場合は、当該特殊車両の通行に係る法第47条の2第1項の規定による許可の取消しを行うものとする。

基準で規定する「死亡」とは、交通事故によって発生から24時間以内に亡くなった場合をいい、「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1ヶ月(30日)以上の治療を要する場合をいい、複数の負傷者がある

場合は、加療日数の合計が1ヶ月以上の場合をいう。「道路の損壊に係る重大な交通事故」とは、当該特殊車両による交通事故によって、事故が起きた道路が全面通行止めの規制を6時間以上行った場合をいう。なお、許可の取消しの対象は、起因する事故の第一原因者とする。また、「常習的」とは、2の規定により公表したにもかかわらず、再び違反行為が行われた場合をいう。

聴聞の手続き及び許可の取消しについては、行政手続法第3章第2節、国土交通省聴聞手続規則及び平成6年9月30日付け建設省道政発第50号、建設省道交発第83号「道路法第71条第1項及び同条第2項の規定に基づく監督処分を行う場合の聴聞の手続について」によるものとする。

- (2) 道路管理者は、許可の取消しを行った場合は、以下の事項を地方整備局等のホームページへの掲載により公表するものとする。
  - (ア) 許可の取消しを受けた者の氏名又は名称、事務所等の位置
  - (イ) 許可の取消しを行った年月日
  - (ウ) 取り消した許可の内容
  - (エ) 違反内容
  - (オ) 主な違反条項
- (3) ホームページ等への掲載期間及び公表資料の通知等については、2の規定を準用するものとする。

#### 4 告発

道路管理者は、基準第4の4の規定に該当する場合は、以下のとおり告発を行うものとする。

- (1) 告発の対象者は、法第101条、第102条、第103条及び第105条の規定によるものとする。
- (2) 「死亡」、「重傷」、「道路の損壊に係る重大な交通事故」及び「常習的」は、3の規定による。
- (3) 告発の手続は、次の手順で行うものとする。
  - (ア) 3の規定による許可の取消しの手続きに準じ、告発の根拠となる行為に関する必要証拠書類が取り揃えられていない場合、当該告発対象者に対して任意の出頭を求め、違反に至る経緯等について聴取する。
  - (イ) 当該告発対象者について、告発の根拠となる行為に関する必要証拠書類を取り揃え、刑事訴訟法第239条の規定に基づき告発を行う旨を司法警察員(取締りを実施した道路管理者の最寄りの警察署長等)に告げ、当該案件に対する告発の可否や必要証拠書類の適性について打合せを行う。



- (ウ) (イ)を受けて、基準別記様式第6、又は同別記様式第6の2の告発状を司法警察員に提出し、告発する。
- (4) 告発の手続きは、基準第4の4(1)の場合は当該交通事故が発生した道路の道路管理者が、同(2)の場合は当該違反行為の取締りを行った道路管理者が、同(3)の場合は常習的と判断された直近の取締りを行った道路管理者が行うものとし、許可の取消しとあわせて告発する場合は、許可を行った道路管理者が告発を行うものとする。

## 第5 その他

### 1 所轄警察署との連携

- (1) 取締対象車両（走行中の車両に限る。）の停止にあたっては、所轄警察署の協力を得て行うものとする。
- (2) 道路管理者は、年度当初、又は各月毎に取締実施計画を策定し、警察本部又は所轄警察署との打合せを行うものとする。また、取締りの実施に先立ち、緊密な調整を行うものとする。
- (3) 特殊車両の違法通行の実態及び関係する交通事故情報について、連絡体制を確立し常日頃から情報交換するものとする。

### 2 地方運輸局等との連携

取締りの実施にあたっては、地方運輸局と合同取締りを行うよう努めるものとする。特殊車両の違法通行の実態を、過積載防止対策連絡会議等の連絡会を活用して相互に情報交換するものとする。また、必要に応じて、その他の機関と合同取締りを行うものとする。

### 3 他道路管理者との連携

取締りの実施にあたっては、他の道路管理者と当該道路における特殊車両の違法通行の実態等について情報交換するとともに、近接する道路で連携して行うなど、効果的な取締りを計画、実施するよう努めるものとする。

### 4 自動車運送事業者等に対する制度啓発

- (1) 道路管理者は、自動車運送事業者等及び運転者に対して、法及び車両制限令の趣旨並びに内容の周知徹底を図るため講習会を実施するものとする。
- (2) 講習会の実施にあたっては、全国交通安全運動、過積載運行の根絶キャンペーン等の機会をとらえ、必要に応じ他の道路管理者及び自動車運送事業者団体、所轄警察署、地方運輸局等と合同で開催し、特殊車両通行許可制度の啓発に努めるものとする。

## 5 荷主等に対する制度啓発等

- (1) 道路管理者は、荷主等に対して、法及び車両制限令の趣旨並びに内容の周知徹底を図るため講習会を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、特殊車両の取締りを実施する中で、荷主等が自動車運送事業者等に対して法に違反して特殊車両を通行させるよう強要したことを確認した場合、特殊車両通行許可制度の啓発を行うとともに、再び違反行為の強要を行わないよう、当該荷主等に対して電話等により注意するものとする。

附則 この通達は平成25年3月1日から適用する。

表1 違反内容と違反に対する措置

違反内容	違反条項	摘 要
無許可	法第 47 条第 2 項	車両諸元の程度により、分割不可能な場合は「通行の中止」の措置、分割可能な場合は「軽減措置」とする。
無許可（車両諸元違反）	法第 47 条第 2 項	
無許可（経路違反）	法第 47 条第 2 項	
許可証不携帯	法第 47 条の 2 第 6 項	電話等により当該許可の通行条件を確認できない場合、無許可と同様の扱いとする。
通行条件違反	法第 47 条の 2 第 1 項	通行時間違反は「夜間通行」の措置とする。 誘導車配置違反は車両諸元の程度により、分割不可能な場合は「通行の中止」の措置、分割可能な場合は「軽減措置」とする。

注 1) 上記摘要の他、車両諸元の程度により、「警告」とすること。

注 2) 通行の中止ができない場合は、別紙様式第 2 「通行指示書」を発出し、通行させること。

注 3) 車両諸元の程度については、別に定める。

車両の停止が生ずる場合の確約書

(用紙A4)

年 月 日

道路管理者

殿

申請人 住所  
氏名

所属会社 所在地  
法人名  
代表者

車両の停止について

特殊車両の取締りにおいて、車両を停止する必要が生じたので、道路敷を使用します。

ただし、残留積載物に関する事故及び紛失等の一切の責任は当方で負います。

1. 車両番号

2. 積載物 (品名)

3. 場 所

4. 期 日 (自) 年 月 日 時 分  
(至) 年 月 日 時 分

通行指示書	
年 月 日 時 分	
道路法第47条の3第 項の規定により、通行にあたって遵守すべき事項として下記の事項を指示する。	
指 示 事 項	車両の通行の区間及び経路
	道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置
	その後の措置
通行許可番号	許可番号 (                      )      無許可
道路法第47条の3第 項の規定により通行指示を受けた車両の運転者は同項の規定による命令に係る通行にあたっては、本通行指示書を携帯していなければならない。	
道路法第47条第2項の規定（若しくは道路法第47条の2第1項の規定により付した条件）に違反したので、本通行指示書に従って通行します。 なお、事故等が発生した場合の一切の責任を当方で負います。	
署名	

(備考)

1. 指示を履行したことを確認できる写真等を付したうえで、取締りを担当した道路監理員に本通行指示書を提出するものとする。本通行指示書どおりに履行したことを確認されない場合は、措置命令違反とする。
2. 「車両の通行の区間及び経路」とは、積載物を取り卸すことができる最寄りの停止場所までの通行の区間及び経路を指す。
3. 「道路における危険を防止するためにとるべき必要な措置」とは、徐行等通行条件を指す。
4. 「その後の措置」とは、指示に従って積載物の取り卸し等を指す。

是正指導書

年 月 日

〇〇株式会社  
代表取締役社長 ●● 殿

道路管理者

貴殿が使用する車両は、下記のとおり道路法の規定に違反して道路法の道路を通行されていることが確認されました。

このような違反行為を繰り返されると、橋梁等の道路構造物に損傷を与え、また、重大な事故を招くことになり、他の道路利用者の利益を阻害することになります。

今後このような違反行為を再発しないよう厳重に注意するとともに、再発防止の観点から、この違反に対する改善の具体的措置を貴殿にてとりまとめのうえ、年 月 日までに当職宛に報告を求めます。

※  
なお、改善が確認出来ない場合、又はその他再び違反行為が行われた場合には、再度是正指導のうえ、その内容について公表することを申し添えます。

記

1. 車両番号
2. 場所
3. 日時
4. 違反内容 (例：別添 警告書及び措置命令書のとおり)

※是正指導を行った後に、改善状況が確認出来ない、又はその他再び違反行為が行われた場合で、是正指導を行う場合に記載するものとする。

是正指導依頼書

年 月 日

殿

●●国道事務所

① \_\_\_\_\_が通行させている車両は、道路法の規定に違反していることを確認したため、別添のとおり① \_\_\_\_\_に対して警告書を発出した。

② \_\_\_\_\_ため、当職より① \_\_\_\_\_に対して是正指導を行うことは困難であり、貴職より是正指導を行われるよう、関係書類を引き継ぎする。

添付書類 1  
③  
2  
3

(備考)

- 1 ①には、道路法の規定に違反して通行させた者の名称を記載すること。
- 2 ②には、①の所在地が遠方にあるなど、是正指導を行うことが困難であることの理由を記載すること。
- 3 ③には、警告書の他、違反を証する書面（通行許可証（写）、措置命令書（写）、特殊車両取締調書（写）、写真等）を添付し、その資料の名称を記載すること。

## 弁 明 通 知 書

年 月 日

殿

道路管理者

貴殿に対する是正指導の内容等を公表するにあたって、弁明の機会を付与しますので、下記のとおり通知いたします。

## 記

予定される公表の内容	
予定される公表の原因となる事実	

## 【弁明の方法】

 弁明書の提出

弁明書の提出期限	
弁明書の提出先	

 口頭による弁明

聴取の期日	
聴取場所	

※病気等やむを得ない理由のため、上記期日に聴取場所に来所できない場合、別紙「弁明の期日等変更申出書」により、期日及び場所の変更を申し出ること。

注) 印のある欄に、レ点を付すこと。



弁明の期日等変更申出書

年 月 日

道路管理者

殿

氏名

年 月 日付けで貴殿より通知されました弁明の機会について、下記のとおり、弁明の期日の変更を申し出ます。

記

弁明通知書の日付			
変更申出 事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			